

答申第 846 号

諮問第 1521 号

件名：「自然」の定義が記載されている文書の不開示（不存在）決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 6 月 10 日付で愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 23 日付で行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在であるので、不開示としたというものである。

#### (1) 本件請求対象文書について

本件不開示決定に係る開示請求書には、「防災局各課に対する開示請求」と記載されていたことから、愛知県防災局（以下「防災局」という。）の各課において決定を行っている。このうち本件不開示決定は、防災局消防保安課（以下「消防保安課」という。）が行ったものである。

よって、本件請求対象文書は、消防保安課が管理する文書のうち、消防保安課で使用している「自然」の定義が記載されている文書と解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

消防保安課がつかさどる事務は、愛知県行政組織規則（昭和 39 年愛知県規則第 21 号）第 6 条の 2 第 4 項において、「市町村の消防に関する助言、連絡調整等に関すること。」、「火災予防思想の普及啓発に関すること。」、「危険物取扱者及び消防設備士に関すること。」、「石油コンビナート等

別防災区域に係る災害の防止に関すること。」、「消防施設の強化拡充に関するこ  
と。」、「防災ヘリコプターに関するこ  
と。」、「消防学校に関するこ  
と。」、「高压ガス及び液化石油ガスの保安等に関するこ  
と。」、「火薬類及び  
猟銃等の取締りに関するこ  
と。」、「電気工事業者の登録等及び電気工事士  
に関するこ  
と。」、「電気用品の販売事業者に関するこ

消防保安課では、前記の事務を行うに当たり、消防保安課が使用する  
「自然」の定義は定めていない。

なお、仮に、「自然」という言葉の意味を確認する必要があれば、その都度市販の国語辞典を参照するなどすれば足りることから、消防保安課が  
使用する「自然」の定義を定めておかなければ事務に支障が生じるとい  
うことはない。

念のため、消防保安課において、本件請求対象文書を探索したが、存在  
しなかった。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不開示  
(不存在) 決定をしたものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する  
権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が  
行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの  
ないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象  
文書の存否について、以下判断するものである。

##### (2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書及び実施機関が作成した弁明書の内容を総合すると、  
本件請求対象文書は、消防保安課が管理する文書のうち、消防保安課で使  
用している「自然」の定義が記載されている文書と解される。

##### (3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、消防保安課では、その所掌する事務を行う上で、消  
防保安課が使用する「自然」の定義は定めていないとのことである。

当審査会において、愛知県行政組織規則を見分したところ、消防保安課  
が所掌する事務は実施機関が前記 3(2)で説明するとおりであり、特に「自  
然」の定義を定めておく必要がある事務とは考えられないことからすれば、  
本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特  
段不自然、不合理な点があるとは認められない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、不存在

であるとしたことについての実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するかどうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

防災局各課に対する開示請求のうち、消防保安課分

防災局各課で使用している「自然」の定義が記載されている文書

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
29. 3. 22	諮詢
同　　日	実施機関から弁明書の写しを受理
29. 8. 22 (第 528 回審査会)	審議
29. 10. 6	答申